



Title	時効障害の効力の人的範囲の拡張根拠
Author(s)	大久保, 邦彦
Citation	阪大法学. 2020, 70(2), p. 1-30
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/87291
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

時効障害の効力の人的範囲の拡張根拠

大久保邦彦

一 はじめに

時効障害⁽¹⁾の効力の人的範囲については、①「他人の間に行なわれたことは他の人を害することも益することもできない」という法格言に基づき、時効障害は相対効しか持たないことを原則としながらも、効力の人的拡張を例外的に認めていく立場（判例・通説）と、②「当事者の法律関係は法律上総ての利害関係人に対してもそういう法律関係として扱われるというのが実体法の仕組みである」ことに基づき、時効障害の絶対効を認める立場（松久⁽³⁾）とが対立している。

しかし、①の立場は、通例、効力の人的拡張を認める根拠として、法律の規定のほか、事物・事柄の性質、公平の観点等を挙げるにとどまっている。それに対して、森田宏樹は、時効中断効の人的拡張の理由として、①時効援用権者に対し時効中断効が及ばないとすると債権者はその者に対し時効中断の方法を持たないにもかかわらず時効の援用を受けるという不合理な結果が生ずるという帰結主義的な根拠と、②「ある権利が時効消滅するとそれに

従つて消滅する権利という関係」（付從性）を挙げる。⁽⁶⁾

この問題に關し、スイスのスピロは消滅時効の根拠に関する大著⁽⁷⁾の中で、時効中断の相対効を出発点として、中断効が中断行為に直接関与した以外の者に拡張される根拠として、全体消滅時効、代理権・授權、

善意保護を挙げ、他人効を發生させる一般理論との接合を図つてゐる。そこで本小稿では、スピロの挙げる根拠を紹介し、いくつかの個別事例に即して、その日本法への受容可能性を探ることにしたい。

一 スピロの見解（総論）

中断効は、①中断行為に直接関与していない債権者のためにも、②中断行為に直接関与していない債務者に対しても、生じ得る。①では債権者は利益を受け、②では債務者は負担を被るので、スピロは両者を別個に論じる（S. 420）。スピロは①②の順で論じるが、②の記述のほうが詳細であるため、本稿では②①の順でスピロの見解を紹介する。

1 中断行為に直接関与していない債務者に対する中断効を拡張する根拠

(1) 全体消滅時効（§183）

全体消滅時効Gesamtverjährungと個別消滅時効Einzelverjährungといふ概念は耳慣れないものだと思われるが、全体消滅時効の例としては、基本権としての定期金債権の消滅時効（ス債一二一条一項、日民一六八条）を（S. 132）、個別消滅時効の例としては、支分権としての定期給付債権の消滅時効（平成二十九年改正前日民一六九条）を挙げる」とがである。そりや以下では、全体消滅時効にかかる権利を「基本権Stammrecht」、個別消滅時効にか

かる権利を「支分権」⁽⁹⁾と呼ぶ。

支分権については、個別消滅時効と全体消滅時効とが二重に進行し、個別消滅時効だけでなく全体消滅時効によつても支分権は消滅する（ス債一二三一条二項・一三三三条）（S. 133）。

個別消滅時効は全体消滅時効から独立して進行を開始するが、全体消滅時効は最初の支分権の履行期から進行する（ス債一二三一条一項、日民一六八条一項二号「ただし一号」）。ただし、支分権の弁済は債務者の承認となり（ス債一三五条一号）、それにより全体消滅時効が中断される。⁽¹²⁾ 全体消滅時効は支分権の訴求によつても中断される。

たとえば、年金が一九六〇年から開始し、六七年に初めて六四年の年金が訴求された場合、六八年の年金は全体消滅時効の起算時（六〇年）から一〇年で（七〇年に）消滅時効にかかる（ス債一二七条「消滅時効期間の原則は一〇年」）ではなく、六八年の年金の満期後五年で（七三年に）個別消滅時効にかかる（ス債一二八条一号「支分権の消滅時効期間は五年」）。なぜなら、全体消滅時効は六七年に中断したため七七年に完成するからである（SS. 133-134, SS. 416-417）。

全体消滅時効が当事者の異別や交替を顧慮せずに進行する場合には、Xのもとで全体消滅時効が中断すると、Yに対してもその効力を及ぼすことがある。たとえば、X合名会社に対する訴えは退社員Yに対する消滅時効にも効力を及ぼすが、退社時からYのために進行している個別消滅時効には効力を及ぼさない（ス債五九三条）。X合名会社に対する債権が一九六〇年に満期となり、Yが六三年に会社に入社したが六七年に退社し、債権者が六九年にXに対して金銭執行し betreiben たが、Yに対してしなかつたとき、Yの債務は、六〇年から一〇年後（七〇年）ではなく、六七年から五年後（七二年）に消滅時効にかかる。⁽¹⁴⁾ YがXのもとで進行している全体消滅時効を自己のために主張しようとするならば、Xのもとで全体消滅時効が中断されたことも自己の不利に妥当させねばならない

からである (SS. 417-418, S. 439)。

同様のことは、甲請求権が乙請求権の存続を前提にしている場合にも妥当する。すなわち、乙請求権の消滅時効の効力が甲請求権に及ぶのであれば、乙請求権の時効中斷効も甲請求権に及ぶ。したがって、主たる債務者に対する消滅時効の中斷効は保証人にも及び、賠償義務者（加害者）に対する中斷効は責任保険者にも及ぶ (SS. 440-441)。

(2) 代理権・授権⁽¹⁵⁾ (§§184-185)

中断行為は、債務者だけでなく、債務者の代理人等に対しても行うことができる。代理権・授権は、制定法によつて授与される場合もあるし、債務者によつて（事情によつては默示的に）授与される場合もあるし、事後的に追認・追完される場合もある (SS. 441-444)。わが国でも、民法一六〇条は時効完成を阻止する行為を相続財産管理人や破産管財人に對してなしうることを前提にしてゐる。債務者の代理人による承認を認めた判例もある。

(3) 善意保護 Gutglaubenschutz (§186)

スピロによると、債権者が宥恕される錯誤によりある者を債務者と誤解して請求した場合や、債権者がある者を債務者と誤解しその者の承認で十分だと考えた場合に、債権者の保護が必要となりうる。たとえば、登記簿に対す
る信頼が保護され、登記名義人からの取得者が権利を取得する場合には、登記名義人を責任負担者たる工作物所有者と考え、登記名義人に対する金銭執行によつて損害賠償請求権の消滅時効は中斷されると信じた者は、保護に値する (SS. 449-450)。

2 中断行為に直接関与していない債権者のために中断効を拡張する根拠

スピロは項目としては「代理・追認」のみを立てるが (§178)、内容に即するならば、以下のように整理できる。

(1) 代理権・授權

債権者自身が消滅時効を中断する必要はなく、債権者の代理人や、債権者のために行行為する権限を有する者（例、遺言執行人⁽²⁰⁾・破産管財人）が中断行為をした場合にも、債権者のために中断効が生ずる。非債権者（表見相続人・表見譲受人など）が債権を訴求した場合には、追認・追完により、権利者に猶予期間が与えられ得る（SS. 420-423）。

わが国でも、民法一五八条一項は法定代理人が、一六〇条は相続財産管理人や破産管財人が時効完成を阻止する行為をなしうることを前提にしている。債権者の代理人に対する承認を認めた判例もある。

(2) 全体消滅時効

一個の請求権の主張又は承認によつて同時に全体消滅時効が中断されると、その効力は他の債権者にも及び得る。たとえば、スイス法では権利の上に用益権が設定できるが（スイス民法七四五条以下）、一九六〇年から利息が付くAの債権を六七年までBが用益し、六九年にBが六五〇六七年の利息を訴求すると、元本債権及び利息債権の消滅時効はAのためにも中断する結果、六八年の利息債権は七三年に消滅時効にかかり、元本債権は七七年に消滅時効にかかることになる（SS. 420-421）。

(3) 善意保護の裏返し

表見債権者が現れる場合に善意の債務者が保護されるのであれば、表見債権者の行為も債務者に妥当させねばならない（S. 424）。わが国の制度に即して言えば、表見受領権者に対する弁済が効力を有する場面（日民四七八条）において、表見受領権者が債務者に対し裁判上の請求をしたときは、時効完成を阻止する効力は真の債権者に生ずる。

三 個別事例の検討

スピロは以上の総論を、さまざまな個別事例に当てはめて説明している。本稿では、そのいくつかを紹介し、日本法への受容可能性について検討する。

1 連帯債権・不可分債権

(1) スイス法

スイス法によると、数人の債権者に対して不可分給付の義務が負担されているときは、債務者は債権者全員に対し、給付しなければならず、各債権者は債権者全員に対する給付を請求することができる（ス債七〇条一項²³）。連帶債権の場合も各債権者は全部の給付を請求することができるが、債務者は連帶債権者の一人に対する給付により免責される（ス債一五〇条二項²⁴）。

スピロは、一個の請求権の主張が、競合する請求権の消滅時効をも中断し（§169）、かつ、債権者の異別が中斷効を排除しないのであれば、連帯債権者・不可分債権者の一人による中断は、追認がある場合には、他の連帯債権者・不可分債権者に対しても効力を生ずるとする（SS. 427-428）。

(2) 日本法

日本法では、平成二九年民法改正により、連帯債権に関する規律が新設された。民法四三二条によると、数人が連帯債権を有するときは、「各債権者は、全ての債権者のために全部又は一部の履行を請求することができ」る。

そして、この規定は不可分債権にも準用される（民四二一八条）。このように請求には絶対効があるため、債権者の

一人の請求により他の債権者のためにも時効完成が阻止される。

その根拠として、平成二九年改正前、民法旧四二一八条で同趣旨を規定していた不可分債権に關し、「内部的には他の債権者に帰属すべき分についてまで一債権者がいわば代理権（授権）を有している」ことが挙げられていた⁽²⁶⁾。さらに遡ると、旧民法債権担保編七四条一項が、「債権者間ノ連帶即チ効方連帶ハ権利ノ保存及ヒ行使ニ付キ其債権者ヲシテ互ニ代人タラシム」と規定していた。したがって、連帶債権・不可分債権について債権者の一人の請求による時効障害の効力を他の債権者に拡張する根拠は、従前から代理権・授権に求められていたと言えよう。合意による連帶債権の成立を、債権者全員と債務者の合意がある場合に限定するならば、債権者は相互に代理権・授権を授与したという説明も容易になる。⁽²⁷⁾

2 合名会社

(1) スイス法

スイス法では、合名会社は組合の一種であり、法人格を持たない⁽²⁸⁾。合名会社社員は会社の全債務について他の社員と連帶して無限責任を負うが（ス債五六八条一項）、社員責任は補充的なものであり、退社後であってもその退社員の破産又は会社の解散・目的不成就の場合に初めて個人的に訴求され得る（同条三項前段）（S. 89-91）。

合名会社に対する債権の満期により、全体消滅時効は社員の個人責任に対しても進行を開始するが、全体消滅時効は会社に対する行為によって常に中断される（S. 440, Ann. 6）。合名会社の業務執行者又は清算人が合名会社の名において債務を承認したときは、中断効は社員の個人責任にも及ぶ（S. 441）。スピロはその根拠を、社員は合名会社への加入によつて業務執行者及び清算人に対し社員に義務を負担させる授権を授与したことによるものとしている

(S 444)。

(2) 日本法

日本法では合名会社は法人格を持つ（会社三条）。合名会社社員は、会社財産をもつてその債務を完済することができない場合又は会社財産に対する強制執行がその効を奏しなかつた場合には、連帶して、会社債務を弁済する責任を負う（会社五八〇条一項）。

会社債務と社員責任の関係については、次の三説がある。まず、①会社が甲債務を負担するとともに、社員も同一の甲債務を負担するという説である。次に、②会社の甲債務を弁済するという甲債務とは別個の乙債務を、社員は甲債務の発生とともに負担するという説である。⁽³⁰⁾ 最後に、③社員は会社の甲債務を弁済する責任のみを負担し、債務を負担しないという説（「債務なき責任」を認める説）である。⁽³¹⁾ ①説は、合名会社を法人とする規定を欠くドイツ法・イスラム法の下ではともかく、会社と社員が別個の法人格を有する日本法の下では成り立ち得ないとされる。⁽³²⁾ わが国では、かつては②説が通説だつたが、近時は③説が多数説とされる。⁽³³⁾

組合債務と組合員責任の関係についても、類似の議論がある。ただし、組合員責任は、無限責任社員の補充的な連帯無限責任とは異なり、併存的な分割無限責任である（民六七五条二項）。組合員責任を「債務なき責任」とする有力説（我妻）⁽³⁴⁾ があるが、組合員は責任だけでなく債務も負うという説が多数を占める。我妻は各組合員に対する給付訴訟を認めるが、それに対しては、組合員に債務を認めないこととの関係が問題視されている。⁽³⁵⁾

「債務なき責任」の典型は物上保証人や第三取得者の所有する担保目的物が担保権に服している状態（物的有限責任）であるが⁽³⁶⁾、債権者が物上保証人等に対して債務の弁済を求めて給付訴訟を提起しても、物上保証人等は債務を負担していないので請求は棄却される。しかるに、会社債権者の無限責任社員に対する給付訴訟については請求

認容判決が下されており⁽³⁹⁾、この場合、社員は会社債権者に對して債務を負担していることになる。したがつて、判例を含めた現行法の理解としては、②説が正当である。

そして、判例はまず、退社登記前の会社債務の時効消滅による退社員の責任消滅を認めた事件において、「社員ノ債務ハ会社債務ニ附従スル性質ヲ有シ会社債務ニシテ時効其ノ事由ニ因リ消滅シタルトキハ社員ノ責任モ亦当然ニ消滅ス」と判示した⁽⁴⁰⁾。他方で、判例は、清算人の承認による会社債務の時効中断を認めた事件において、社員責任は「会社債務ノ消滅セサル限り存スヘク其ノ性質上独立シテ消滅時効ノ目的タリ得サルモノトス」と述べている⁽⁴¹⁾。両判例から、①会社債務が時効消滅すると社員責任も付従的に消滅すること、⑤会社債務が時効消滅しない限り社員責任は消滅しないことはわかるが、⑥社員責任自体の消滅時効が進行するのか否か、⑦進行するとして、会社債務の時効中断効が社員責任に及ぶのかは、明らかでない。学説上は、社員の一人に対する請求権が時効によつて消滅し得ることを認める見解がある⁽⁴²⁾。「会社債権者カ会社ニ対シ請求ヲナシタルトキ……会社ニ対スル時効中断ノ効力ヲ無限責任社員ニ及ホスモノトシ敢テ怪シムモノナキ」とする上告理由に対し、「商法第七十三条〔現会社法六一二条〕ニ依ル退社員ノ責任ハ退社ノ登記後二年ノ法定期間ノ経過ニ依リ消滅スヘク此ノ期間内ニ退社員ニ対シ請求ナキ限り仮令会社ニ対シ請求アリタリトスルモ退社員ハ責任ヲ免ルヘキモノトス」とした判例があるが⁽⁴³⁾、この事件で問題となつたのは退社員の責任である。このように判例・学説は明確でないが、以下では、会社債務の時効中断効が社員責任に及ぶことを前提にして、その根拠を探究することにしたい。

社員が二人以上の場合、合名会社の内部関係は組合的性質を持つので、組合員責任の発生根拠に目を転じると、「組合契約で業務執行組合員を定めない場合には、各組合員は、原則として、各自単独で、組合目的の遂行に必要な範囲で、すべての組合員を代理する権限を有すると解すべきである」、「組合契約で一部の組合員を業務執行組合

員とした場合」には、「業務執行組合員は、原則として、各自、組合目的の遂行に必要な範囲で、組合のために一切の行為をする代理権を有する」という記述（我妻）に出くわす。平成二九年民法改正により組合代理に関する六七〇条の二が新設されたが、組合員及び組合員たる業務執行者の代理権は組合契約に内在するものなので任意代理権であり⁽⁴⁵⁾、組合契約があれば同条が適用され代理権が発生すると解されている。かかる組合法理を合名会社に準用すれば⁽⁴⁶⁾、わが国においても、会社債務の時効障害の効力が社員責任に及ぶ根拠を、社員は合名会社に加入することにより業務執行者及び清算人に対し社員に義務を負担させる権限を授与したことに求めることは可能である⁽⁴⁷⁾。

3 責任保険

責任保険に関しては、被害者が保険者に対し直接請求権（例、自賠一六条一項）を有する場合において、被使者・保険者間で直接請求権の時効完成が阻止されたときにその効力が被害者の加害者（被保険者）に対する損害賠償請求権に及ぶか、逆に、被害者・加害者間で損害賠償請求権の時効完成が阻止されたときにその効力が直接請求権に及ぶか、という問い合わせが生ずる。

（1）スイス法

スイスではこの問い合わせを肯定する特別法が存在していたが（S. 436）、二〇一八年にスイス債務法に「保険者に対する直接請求権が存在する限りにおいて、保険者に対する中断は債務者に対してもその効力を生じ、債務者に対する中断は保険者に対してもその効力を生ずる」という規定（二三六条四項）が新設され、二〇二〇年から施行されている⁽⁵⁰⁾。

スピロはまず、責任保険契約は、通例、損害賠償請求権を承認する保険者の授權（保険者が損害賠償請求権を承

認できる権限）を含んでおり、直接請求権の主張又は承認は、損害賠償請求権の主張又は承認を含んでいるという理由で、被害者・保険者間の時効中断効が加害者に及ぶことを正当化する（S. 444, Ann. 8）。他方、甲請求権（直接請求権）が乙請求権（損害賠償請求権）の存続を前提にしている場合、乙請求権の消滅時効の効力が甲請求権に及ぶのであれば、乙請求権の時効中断効も甲請求権に及ぶ（二一(1)）という理由で、被害者・加害者間の時効中断効が保険者に及ぶことを正当化する（SS. 440-441）。

(2) 日本法

わが国では責任保険一般につき直接請求権は認められていないが、自動車損害賠償責任保険については直接請求権が認められており、損害賠償請求権と直接請求権の関係につき判例・学説が存在するので、それを主たる検討の対象とし、任意保険についても付隨的に触れる。

まず、消滅時効の起算点・期間については、損害賠償請求権は民法の規律に従う（自賠四条）。平成二九年民法改正により、生命・身体侵害による損害賠償請求権の短期の消滅時効期間は、三年から五年に延長された（民七二四条・七二四条の二）。他方で、直接請求権は、「被害者又はその法定代理人が損害及び保有者を知つた時から三年を経過したときは、時効によつて消滅する」（自賠一九条）。直接請求権に関しては、平成二〇年保険法制定に伴い二年の期間が三年に延長され、平成二九年民法改正に伴い起算点が明記された。

自賠法によると、直接請求権は、自賠法三条による損害賠償請求権の発生を要件とする（自賠一六条一項）。指導的判例によると、損害賠償請求権と直接請求権は「別個独立のものとして併存」し、直接請求権を一部放棄しても、特別の事情のない限り、損害賠償請求権をも放棄したことにはならない⁽⁵⁾。しかし、その後の判例は、「自動車損害賠償責任保険は、保有者が被害者に対して損害賠償責任を負担することによって被る損害を填補することを目

的とする責任保険であるところ、被害者及び保有者双方の利便のための補助的手段として、自賠法一六条一項に基づき、被害者は保険会社に対して直接損害賠償額の支払を請求し得るものとしているのであつて、その趣旨にかんがみると、この直接請求権の成立には、自賠法三条による被害者の保有者に対する損害賠償債権が成立していることが要件となつており、また、右損害賠償債権が消滅すれば、右直接請求権も消滅する」として、損害賠償請求権が混同で消滅したときに直接請求権の消滅を認めた。⁽⁵²⁾ 別の判例も、直接請求権は被害者が保有者に対して損害賠償請求権を有していることを前提として認められるので、損害賠償請求権が第三者に転付されると、被害者は転付された債権額の限度において直接請求権を失うとする。⁽⁵³⁾

以上の判例を前提にすると、損害賠償請求権が時効消滅した場合には、直接請求権も消滅することになる。⁽⁵⁴⁾ 他方で、直接請求権が時効消滅しても損害賠償請求権は消滅せず、「被保険者〔加害者〕は、被害者に対する損害賠償額について自己が支払をした限度においてのみ、保険会社に対して保険金の支払を請求することができる」（自賠一五条）。つまり、直接請求権の時効消滅後に加害者が被害者に損害賠償をした場合にも、保険金請求権の時効起算点は賠償金支払時なので、加害者は保険会社から填補を受け得る。⁽⁵⁵⁾

時効障害については、まず、損害賠償請求権の時効中断は直接請求権に効力を及ぼさないという前提で、実務は動いていたとみられる。⁽⁵⁶⁾ たとえば、被害者が事故の翌年に加害者に対し損害賠償請求訴訟を提起し、事故から約三年二箇月後に勝訴判決が確定した後、保険会社に対して直接請求したが、直接請求権の時効消滅が認められた事件がある。⁽⁵⁷⁾ 損害賠償請求権の時効中断が直接請求権に効力を及ぼすならば、直接請求権の時効消滅は認められなかつたはずである⁽⁵⁸⁾（ただし、そのような主張はされていない）。もつとも、損害賠償請求権の時効中断効は直接請求権にも及ぶとする見解もある。⁽⁵⁹⁾

他方で、直接請求権の時効中断は損害賠償請求権に効力を及ぼすかという問い合わせても、否定説が優勢である。⁽⁶¹⁾その根拠として、両者は別個の権利であることが挙げられている。⁽⁶²⁾しかし、肯定説も存在する。たとえば、直接請求権の法的性質につき責任免脱給付説を採り、保険者の義務を加害者の損害賠償義務についての併存的債務引受によつて説明し、両義務の関係を連帶債務と捉え、直接請求権の行使により損害賠償請求権に時効中断効が生ずるとする説がある⁽⁶³⁾。また、任意保険に関しては、保険会社が示談等代行条項に基づき被保険者の同意を得て示談提示を行つた場合には、代理人による債務の承認に該当するという理由で損害賠償請求権の時効中断を認める裁判例・学説がある。⁽⁶⁴⁾

スピロは、直接請求権の時効中断効が損害賠償請求権にも及ぶ根拠を保険者の授権に求めていた。実際、多くの国の責任保険約款には、被害者との間の賠償交渉や訴訟追行を加害者が保険者に委託し、保険者が関与権（和解契約締結権・訴訟管理権）を有する旨の規定（和解権付与条項・訴訟指揮約款）が設けられている。⁽⁶⁵⁾わが国の裁判例にも、任意保険に関しては、保険会社が示談等代行条項に基づき損害賠償請求権について代理権を有するとしたものが有った。自賠責保険も保険会社と被保険者との契約に基づくものなので、保険者の授権を自賠責保険でも認めることは考えられる。昭和三九年のわが国の指導的判例は、「自動車事故が生じた場合被害者側が加害者側から損害賠償をうけ、次に賠償した加害者が保険会社から保険金を受け取ることを原則とし、ただ被害者および加害者双方の利便のために補助的手段として、被害者側から保険会社に直接一定の範囲内における損害額の支払を請求し得る」と述べるが、今日、直接請求は例外的な支払方法ではない。⁽⁶⁶⁾したがつて、直接請求権の前提である損害賠償請求権については、保険会社に関与権を認め、被害者と保険会社との間で一回的解決を図るならば、被害者は加害者との関係で時効完成を阻止する必要がなくなり、加害者も防禦の負担から解放され、社会全体にとつても効率的だ

4 連帯債務

(1) スイス法

スイス債務法一三六条一項は、スピロの著作が出た時点では、『連帯債務者の一人に対する消滅時効の中斷は、他の連帯債務者に対しても、その効力を生ずる』旨を規定していた。しかし、確定判例によると、同条項は真正連帯債務にのみ適用され、不真正連帯債務には適用されない。また、債権者が消滅時効を中斷した場合にのみ同条項は適用され、（異説はあるが）連帯債務者の一人が債権を承認した場合には同条項は適用されないと解されていた。連帯債務者の一人は、その個人的行為によって他の連帯債務者の状況を悪化させることはできない（ス債一四六条）からである。そこで、二〇一八年の改正で、一三六条一項に「中断が債権者の行為に基づく限り」という文言が追加された。⁽⁶⁹⁾

スピロによると、連帯債務者の一人に対する中断は、連帯債務者全員に対する全体消滅時効に常に効力を及ぼす。その限りでスイス債務法一三六条の規定は不当ではない（S. 440）。連帯債務の設定により、連帯債務者の一人又は各々に授権が授与され得るし、非常にしばしば授与されている。ただし、授権が、義務の競合や連帯、発生原因・目的の一体性に基づき直ちに授与されるかは別問題である。授権の授与が消滅時効の目的に合致し、連帯債務者がそれに耐え得るのは、連帯債務者が他の連帯債務者の義務負担に同意した場合や、自己の義務を受けた際に他の連帯債務者を知っていた場合に限られる。それゆえ、スイス債務法一三六条一項のような一般的文言の規定の適用も、かかる諸場合に限定されるべきである。したがって、同条項を真正連帯債務にのみ適用し、不真正連帯

債務には適用しない判例は支持できる。しかし、相互に授権を授与する債務者の意思は、債務者が相互に知り合いであり、共同で義務を負担するときでさえ、推定されるべきでない。債権者に一方的に有利な行為を容易にし、自身を不意討ちにさらす行為は、債務者にとつて利益がないからである。それゆえ、債権者もそのような意思を想定してはならず、授権を要求しなければならない。債権者が授権を要求しないときは、債権者は授権に価値を置いていないと債務者は考えてよい（SS. 444-447）。

（2）日本法

連帯債務に関する、平成二九年改正前民法は、多くの絶対的効力事由を定めていた（民旧四二三一～四二九条）。そして、その説明の仕方については、主觀的共同關係説と相互保証説とが対立していた。⁽⁷⁰⁾ まず、主觀的共同關係説は、連帯債務者間には主觀的な共同目的があり、互いに結合している関係にあるとして、連帯債務者の一人について生じた事由が他の連帯債務者にも影響を及ぼすとする。⁽⁷¹⁾ これに対しても、相互保証説は、連帯債務者は、相互に自己の負担部分の限度で主たる債務者の地位に立ち、他の連帯債務者の負担部分の限度で保証人の地位に立つとして、連帯債務者の一人について生じた事由が他の連帯債務者にも影響を及ぼすとする。⁽⁷²⁾ しかし、両説とも、「債務者間に緊密な主体的結合関係が存することを、連帯債務の特質とみている」という指摘があり、⁽⁷³⁾ そうであれば、時効中断事由である請求の絶対効（民旧四三四条）を、連帯債務者は主体的結合関係において相互に請求受領権限を授与したという構成により正当化することも可能だった。判例は不真正連帯債務の場合に請求の絶対効を否定していたが、⁽⁷⁴⁾ 共同不法行為者間に共謀がある場合にも損害賠償請求の受領権限を相互に授与することは考え難いから、この判例は支持できるだろう。

しかるに、改正民法は絶対的効力事由を更改・相殺・混同だけに削減したが（民四二八～四四〇条）、それに至

る過程で、民法（債権法）改正検討委員会は、連帯債務者間に協働関係がある場合にのみ請求の絶対効を認めるという注目すべき提言を行つてゐる。しかも、協働関係がある場合以外にも、請求に対する絶対効の特約による付与を認める規定の可能性に言及する。しかし、特約がある場合は連帯債務者間に請求受領について代理権があり、代理人に対する請求が本人との関係で効力が生じるのは当然なので、特に規定するまでもないと述べる。⁽⁷⁵⁾ したがつて、

協働関係がある場合には代理権を否定する趣旨だろう。けれども、協働関係の具体例として、「連帯債務者間で共同事業が営まれ、その事業について債務が負担された場合」が考えられてゐる。他方で、「組合契約とは、各当事者が出資をして共同の事業を営むことを合意する契約である」と定義⁽⁷⁶⁾し、「組合の常務に関する行為については、各組合員は、当然に、他の組合員を代理して行為をする権限を有する」とする。⁽⁷⁷⁾ したがつて、協働関係のある少なくとも一部の場合には、連帯債務者間に請求受領についての代理権が授与されていることになる。

しかし、改正民法ではこの構想は採用されず、請求の絶対効を否定しつつ、「債権者及び他の連帯債務者の一人が別段の意思を表示したときは、当該他の連帯債務者に対する効力は、その意思に従う」という規定が設けられた（民四四一条）。ここでは、連帯債務者間の関係ではなく、債権者と連帯債務者の一人との合意に着目されている。法制審議会での議論を簡単に振り返つておくと、中間試案までの段階では、連帯債務者間に密接な利益共同関係・協働関係がある場合に限り履行の請求に絶対効を認めるとする考え方も取り上げられていたが、基準が不明確だとされ、中間試案では当事者間に別段の合意がある場合に例外的に請求に絶対効を認める案が提示された。当事者として想定されていたのは、債権者と連帯債務者全員である。⁽⁷⁸⁾ しかし、第三読会の段階で、「効力が及ぶことについて利害関係がある者の合意があれば十分である」という考えに基づき、それが規定上明らかにされ、現行法に結実することになった。

(1) スイス法

スイス債務法一三六条二項は、スピロの著作が出た時点では、「主たる債務者に対する消滅時効の中斷は、保証人に対しても、その効力を生ずる」と規定していたが、二〇一八年の改正で、連帶債務と同じく、同条項に「中斷が債権者の行為に基づく限り」という文言が追加された。⁽⁸¹⁾他方で、同条三項は、スピロの著作が出た時点から今日に至るまで、「保証人に対する中斷は、主たる債務者に対して、その効力を生じない」と規定している。

スピロは、同条二項の効果を保証債務の付従性や補充性によつて基礎付けることはできないとして（SS. 434-435, S. 443, Ann. 5）⁴以下の理路をたどる。甲請求権が乙請求権の存続を前提にしている場合において、乙請求権の消滅時効の効力が甲請求権に及ぶときは、乙請求権の時効中斷効も甲請求権に及ぶ（II-1(1)）。保証債務は主債務の存続を前提とし、主債務者に対する消滅時効は、保証債務が時効にかかるつていな場合にも、付従性により保証人を免責する（S. 436, Ann. 24）。したがつて、主債務者に対する時効中斷効は保証人にも及ぶ（S. 440）。ただし、スピロは、「時効中断効は保証人にも及ぶ」が「保証債務の時効も中断される」という広い意味を持たないのであれば、同条二項は是認できるだろうが、同条項の文言、実際的意義の減少、判例における伝統的理解は、かかる制限的解釋を支持していないと述べ、同条二項に疑惑を呈している（S. 440, Ann. 11）。また、スピロは、同条二項を「保証債務は主たる債務者の過責又は遅滞の法律効果を包含する」と規定するスイス債務法四九九条二項一号で承認された《保証人は主たる債務者の他の行為も自己に対して妥当させねばならない》という思想の適用だとも言ふ（S. 443, Ann. 5）。この基礎付けは主債務者の承認による時効中斷効が保証人に及ぶ場面によく当てはまるが、前述のように、同条二項には「中斷が債権者の行為に基づく限り」という文言が追加された。

他方で、スピロは、同条三項の効果を保証債務の補充性に求めている。主債務者は、債権者がまず自分にかかるべくすることを期待してよいので（S. 435, Ann. 23）、債権者が保証人にかかるべくしても、請求されないことにに対する主債務者の信頼は損なわれないからである。⁽⁸²⁾

（2）日本法

「主たる債務者に対する履行の請求その他の事由による時効の完成猶予及び更新は、保証人に対しても、その効力を生ずる」（民四五七条一項）。判例は、主債務者がなした債務承認による時効中断効が連帯保証人に及ぶことも認めている⁽⁸³⁾。同条項は、保証人に対して主債務の時効障害の効力が及ぶことだけでなく、保証債務 자체についても時効障害の効力が生ずることを定めている⁽⁸⁴⁾。判例は、「民法四五七条一項は、主たる債務が時効によつて消滅する前に保証債務が時効によつて消滅することを防ぐための規定であり、もつぱら主たる債務の履行を担保することを目的とする保証債務の附従性に基づくものである」と説明するが⁽⁸⁵⁾、近時の通説は、主債務が時効消滅する前に保証債務が時効消滅しないようにして特に債権の担保を確保しようとする政策的規定だと説明する⁽⁸⁶⁾。

他方で、保証債務に時効障害事由が生じても、主債務にその効力は及ばない⁽⁸⁷⁾。連帯保証の場合には、平成二九年民法改正前は、連帯保証人に対する請求は主債務者に対しても効力を生じたが（民旧四五八条→旧四三四条）、改正により旧四三四条は削られた。現在は、債権者及び主債務者が別段の意思を表示したときにのみ、連帯保証人に生じた時効障害の効力が主債務者に及ぶ（民四五八条→四四一条）⁽⁸⁸⁾。

スピロの『甲請求権が乙請求権の存続を前提にしている場合において、乙請求権の消滅時効の効力が甲請求権に及ぶときは、乙請求権の時効中断効も甲請求権に及ぶ』という考え方は、わが国でも、主債務についての時効障害の効力が保証人に及ぶことの正当化に用いることができるであろう。

まず、かかる考え方は、わが国の判例にも採用されている。同一当事者間において、訴訟物としての乙請求権の主張が甲請求権の主張の一態様・一手段とみられるような牽連関係がある場合には、甲請求権は訴訟物になつていても、訴えの提起に準ずるものとして時効中断効が認められてきたからである。⁽⁸⁹⁾ たとえば、「手形授受の当事者間においては、手形債権は、……原因債権の支払の手段として機能しこれと併存するものにすぎず、債権者の手形金請求の訴えは、原因債権の履行請求に先立ちその手段として提起されるのが通例であ」るから、「債務の支払のために手形が授受された当事者間において債権者のする手形金請求の訴えの提起は、原因債権の消滅時効を中断する効力を有する」⁽⁹⁰⁾。また、原債権は「求償権を確保することを目的として存在する附従的な権利」なので、保証人による届出債権（原債権）の名義変更の申出は、「求償権の満足を得ようとしてする届出債権の行使であつて、求償権について、時効中断効の肯認の基礎とされる権利の行使があつたものと評価」できるから、求償権の消滅時効は中断する。⁽⁹¹⁾

次に、異主体間において、森田宏樹が時効中断効の人的拡張の理由として付従性を挙げる（一）のも同じ発想である。保証債務の付従性は主債務の存在を前提とするからである⁽⁹²⁾。しかし、スピロが疑惑を呈し、わが国の近時の通説が認めるように、保証債務の付従性で基礎付けることができるのは、保証人が主債務の時効を援用できるところまでであろう。そして、その根拠条文は、民法四五七条一項ではなく、保証人は保証債務の付従性に基づき⁽⁹³⁾、主債務者有する抗弁を主張することができる旨を定める同条二項に求めるべきだろ⁽⁹⁴⁾う。そのように解するとき、民法四五七条一項は、主債務に時効障害事由が生じたときに保証債務の時効完成も阻止される旨を定めているとみるとなる。⁽⁹⁵⁾ その根拠として、スピロが述べるところ（S. 440, Ann. II）をわが国に当てはめれば、まず、民法旧四三四条の「連帯債務者の一人に対する履行の請求は、他の連帯債務者に対しても、その効力を生ずる」という規

定が、他の連帯債務者の連帯債務の時効完成を阻止することを意味する以上、民法四五七条一項の「保証人に対しても、その効力を生ずる」も、保証債務の時効完成を阻止するという意味に解するのが、文言上は自然である。次に、保証債務の時効完成が阻止されないならば、主債務の時効障害の効力が保証人に及ぶことの実際的意義が減少する。この理由は、わが国の近時の通説が政策的規定の理由として挙げることと同旨だろう。⁽⁹⁷⁾

以上のように解するならば、被担保債権の時効障害の効力が物上保証人・第三取得者に及ぶ根拠も、担保物権の付従性に求められる。⁽⁹⁸⁾ それには明文の規定を要しないが、物上保証人・第三取得者を時効援用権者と定める民法一四五条を根拠条文として援用することもできる。時効援用権者には時効障害の効力が及ぶ（森田）からである。ただし、物上保証人については、被担保債権の時効障害の効力を抵当権に及ぼす規定があり（民三九六条）、この規定は保証債務に関する民法四五七条一項に対応する。

なお、スピロは、主債務の時効中断効が保証人に及ぶ根拠に代理権・授權を援用しないが、ボワソナードは、主債務者は保証人を代表するから債権者と主債務者の間の判決の既判力は保証人に拡張されると考えていたことを付言しておく。⁽⁹⁹⁾

四 おわりに

以上で本稿での考察を終える。スピロが挙げた時効障害の効力の人的拡張の根拠のうち、特に代理権・授權による説明は、日本民法でも広い範囲で用いることができるようと思われる。この根拠による場合、債務者側が複数のときは、債務者間の関係が決定的に重要となる。その点で、債務者の一人と債権者との関係に着目し、例外的に絶対効を認める民法四四一条ただし書の方向性には、やや疑問を感じる。⁽¹⁰⁰⁾

残された課題としては、まず、時効障害の効力が人的に拡張されている他の個別事例の扱いが問題となる。^①代理権・授権、全体消滅時効、善意保護による説明が可能なもののほか、^②別の説明を要するものがあるだろうし、正当化が困難な事例については、逆に、^③効力の人的拡張を否定するという道もあるう。その検討を終えれば、人の拡張の根拠の全体像を提示できる。しかし現在、新型コロナ禍のため大学図書館が閉鎖されており、十分な研究ができない。やや中途半端であるが、一旦ここでまとまりを付けることにしたい。

【付記】本稿は、二〇一八～二〇二〇年度科学研究費補助金・基盤研究（C）（研究課題／領域番号18K01337）の助成を受けた研究成果の一部である。

(1) 平成二九年民法改正により、時効障害制度は中断・停止から更新・完成猶予へと再構成されたが（その詳細については、大久保邦彦「民法（債権関係）改正による時効障害制度の再構成——中断・停止から更新・完成猶予へ——」阪大法学六八巻三号〔二〇一八〕四八三頁以下を参照）。本稿では、改正前の判例・学説については中断・停止という用語そのまま用い、Unterbrechung を中断と訳している。中断の効果については、スイス債務法〔ス債〕一二七～一二八条を参照。なお、スイスには、進行停止の制度がある（ス債一二四条）。スイスの制定法は以下のサイトで検索できる。<https://www.admin.ch/gov/de/start.html>

(2) たとえば、四宮和夫「民法総則〔第四版補正版〕」〔弘文堂・一九九六〕三一八頁注（1）。起草者がすでに平成二九年改正前民法一四八条（現一五三条）の根拠として、鉤括弧内の法格言を援用している（梅謙次郎「民法要義卷之一総則編〔訂正増補第三三版〕」〔有斐閣書房・一九一一〕三八〇頁）。

(3) 鉤括弧内は、松久三四彦「時効判例の研究」〔信山社・二〇一五〕一七八頁からの引用である。松久三四彦「時効制度の構造と解釈」〔有斐閣・二〇一一〕二四五頁にも同旨の記述がある。

(4) 学説の概観として、森田宏樹「時効援用権者の画定基準について（一・定）」曹時五四巻七号〔二〇〇一〕八頁注

(56)。

(5) 四宮『民法総則〔第四版補正版〕』三一八頁注(1)、小野憲一「詐害行為の受益者と取消債権者の債権の消滅時効の援用」[最高裁判所判例解説民事篇平成十年度]六四〇頁。

(6) 森田・前掲注(4)三～六頁。森田は(6)の理由を判例・通説とみてゐるが(同一一頁)、近時の通説は民法四五七条一項の根拠を保証の付従性には求めてゐない(潮見佳男『新債権総論II』〔信山社・110一七〕六九一頁)。

(7) Karl Spiro, Die Begrenzung privater Rechte durch Verjährungs-, Verwirkungs- und Fälligfristen, 2 Bände, 1975 以下、
☞番号又は頁数のみで引用する。

(8) Gesamtforderrung とする語も用いられる。スイス債務法一一一一条一項では、das Forderungsrecht im Ganzen とする語が用いられてゐる(BSK [Basler Kommentar] OR [Obligationenrecht] I [6. Aufl. 2015] -Robert K. Däppen/in Art. 131 N2)。

(9) 支分権は、弁済期が到来し個別消滅時効が進行している「現在の支分権」と、弁済期末到来で個別消滅時効がまだ進行してゐない「将来の支分権」とに分類である。利息債権につき、奥田昌道『債権総論〔増補版〕』(悠々社・一九九一)五七～六〇頁を参照。

(10) 大判大正九・五・二五民録二六輯七五九頁「時効ノ効力ハ其起算日ニ遡ルカ故ニ元本債権カ時効ニ因リ消滅シタルトキハ其効力ハ起算日ニ遡リ元本債権ハ其日以後ニ於テハ存在セサルコトト為リ一旦起算日以後ニ發生シタル履行遅滞ニ基ク損害金債権ハ元本債権ノ消滅ノ結果トシテ当然發生セサルモノトス」。

(11) 大判大正六・二・一四民録二三輯一五八頁「弁済期ニ至リタル利息債権ハ元本債権ニ対シテ独立ナル性質ヲ有スルモノナレハ元本債権ト独立シテ時効ニ罹ルモノトス」。

(12) 日本法については、梅『民法要義卷之一』四二六頁、川島武宜編『注釈民法(5)総則(5)』〔有斐閣・一九六七〕三一八～三一九頁〔平井宜雄〕。

(13) Schuldbetreibung ハシハ方法により、金銭支払を目的とする強制執行が行われる(Art. 38 Bundesgesetz über Schuldbetreibung und Konkurs)。Betreibung は通常「取立」と訳されているが、本文では「金銭執行」と訳しておいた。Schuldbetreibung の手続については、小池和彦「スイス取立・破産法における執行開始手続としての督促手続」立正大学

法制研究所研究年報二〇号〔二〇一五〕三七頁以下を、イスの強制執行制度については、笠邊将甫「スイス民事訴訟法における強制執行制度」帝塚山法学二九号〔二〇一八〕六九頁以下を参照。

(14) スイス債務法五九一条一項によると、会社債権者の社員に対する債権は、その社員の退社公告後又は会社の解散後五年で時効消滅する。

(15) 授権は、自己の名において法律行為をすることによって、他人効を発生させる権限のことである。代理と同じように他人効を発生させるが、自己の名において行為する点で代理と区別される。(四宮『民法総則』〔第四版補正版〕二二六頁注(2))。かかる権限を授与することも「授権」と呼ばれるが(辻正美『民法総則』〔成文堂・一九九九〕二六六頁)、本稿での「授権」は授与された権限のみを意味する。なお、スピロは「代理」のみを見出しに挙げるが、本稿では内容に即して「代理権・授権」とした。

(16) 民法一六〇条の「相続財産に関しては」は、「相続財産に対しても」と「相続財産のために」の両者の意味を含む(『法典調査会民法議事速記録』〔日本学術振興会版〕五巻八一～九一丁)。

(17) 日本法における破産管財人の法律上の地位については、伊藤眞『破産法・民事再生法』〔第四版〕〔有斐閣・二〇一八〕二一四～二三〇頁を参照。

(18) 大判大正四・四・三〇民録二輯六二五頁、大判大正八・五・一二民録二五輯八五一頁、大判大正八・一二・二六民録二五輯三四九頁、大判昭和七・一〇・三二民集一一卷二〇六四頁。最判昭和三五・一二・二三民集一四卷一四号三一六六頁は、「訴訟代理人が攻撃防禦の方法として相殺の主張をするには特別の授権を必要とするものではなく、その前提として受働債権の存在を承認することについても、特別の授権を必要とするものではない」と述べる。

(19) スイス民法九七三条一項 土地登記簿の登記を善意で信頼して所有権又は他物権を取得した者は、この取得において保護されるべきである。

(20) 日本法では、従来、遺言執行者は相続人の代理人とみなされていたが(平成三〇年改正前民一〇一五条)、同条は改正された(民一〇一二二条一項・一〇一五条)。

(21) スイス債務法旧一三九条は、訴え却下の場合に債権者に六〇日の猶予期間を与えていた。

(22) 大判大正一〇・三・四民録一七輯四〇七頁。

- 説論
- (23) BSK OR I-Urs Leu/in, Art. 70 N3 ュイツ民法四二二条一項前段も同旨。
- (24) BSK OR I-Christoph K. Graber/in, Art. 150 N1.
- (25) 法制審議会民法（債権関係）部会「民法（債権関係）の改正に関する中間試案の補足説明」（平成二五年七月四日補訂。<http://www.moj.go.jp/content/000112247.pdf> 以下では「中間試案補足説明」として引用する）二二〇頁、潮見『新債権総論II』六二一頁、六三三頁。

- (26) 奥田「債権総論〔増補版〕」二三四一頁。
- (27) 「法制審議会民法（債権関係）部会第七七回会議議事録」(<http://www.moj.go.jp/content/000118478.pdf>) 一一七頁「中田委員」。理由は、債権者の一人と債務者の合意により連帯債権が成立すると他の債権者を害するいに求められている。他の債権者を害する理由については、椿寿夫「複数の債権者と分割原則」〔椿寿夫著作集〕多数当事者の債権関係〕〔信山社・二〇〇六〕四二一頁以下を参照。
- (28) 潮見『新債権総論II』五七一頁注18は、弁済を受領しなかつた債権者が分与を受けられないリスクの負担を、合意による連帯の場合には自己決定・自己責任の原則によって正当化する。弁済受領のための代理権・授権を相互に授与したから、かかるリスクを負わされる、と説明することも可能だろう。
- (29) 田中耕太郎「合名会社社員責任論」〔有斐閣・一九一九〕四四一四六頁、一二八頁、増田政章「合名会社の比較考察——ドイツ・イスイスを中心にして——」比較法政七号〔一九七五〕三五頁以下。
- (30) たとえば、田中「合名会社社員責任論」一二九頁。
- (31) たとえば、上柳克郎・鴻常夫・竹内昭夫編集代表「新版注釈会社法(1)会社総則・合名会社・合資会社」〔有斐閣・一九八五〕二八〇二八五頁「大塚龍児」。
- (32) 『新版注釈会社法(1)』二八七二八八頁「大塚」は、ドイツ商法一二八条の解釈について、会社は社員の組合であり、会社の債務は社員の債務であるという説が通説だとする。しかし、Kindler, in Koller/Kindler/Roth/Drieten, HGB, §§ 128, 129, Rn. 1 は、現在の通説によると、ドイツ商法一二四条により権利能力を有する会社は主債務者として責任を負い、社員は保証人類似の責任を負うとする。
- (33) 学説状況については、實方正雄「合資会社の債権者の無限責任社員に対する権利の譲渡」民商一四卷六号〔一九四四〕

二) 七八〇八一頁、神田秀樹編『会社法コンメンタール14—持分会社⁽¹⁾』〔商事法務・二〇一四〕七六〇七七頁〔今泉邦子〕。

(34) 我妻栄『債権各論中巻二』〔岩波書店・一九六二〕八一〇頁。

(35) 鈴木祿弥編『新版注釈民法⁽¹⁷⁾債権⁽⁸⁾』〔有斐閣・一九九三〕二三二頁〔品川孝次〕、中田裕康『契約法』〔有斐閣・二〇一七〕五七七頁。

(36) 我妻『債権各論中巻二』八一三頁。

(37) 上田徹一郎「組合と訴訟・執行」『契約法大系V（特殊の契約1）』〔有斐閣・一九六三〕一四五頁。

(38) 奥田昌道編『法学講義民法4債権総論』〔悠々社・二〇〇七〕六九〇七〇頁〔大久保邦彦〕。

(39) たとえば、大判大正一三・三・二二民集三巻一八五頁、大判昭和九・九・二六新聞三七五七号九頁（合資会社の事例）。なお、大判昭和三・一〇・一九民集七巻八〇一頁の抽象論は、「商法第六十三条〔現会社法五八〇条一項一号〕所定ノ合名会社員ノ責任ハ会社財産ヲ以テ会社ノ債務ヲ完済スルコト能ハサル場合ニ於テ会社債務ヲ弁済スルコトヲ内容トスル」と述べ、②説に立つ。

(40) 前掲・大判昭和三・一〇・一九。

(41) 前掲・大判昭和九・九・二六。

(42) 田中『合名会社員責任論』二五九頁（本文で引用した両判例よりも前の文献である）。服部榮三編『基本法コンメントアール会社法1〔第七版〕』〔日本評論社・二〇〇二〕五〇〇五一頁〔加美和照〕も、社員は会社債権者との間に個人的関係に基づいて有する抗弁（たとえば、時効）を会社債務に対し援用できると言うが、そこで考えられているのは、社員責任の消滅時効ではなく、会社が時効利益を放棄しても社員は会社債務の消滅時効を援用できる、ということのようである。

(43) 大判昭和六・五・一民集一〇巻二九七頁。

(44) 我妻『債権各論中巻二』七八八頁。

(45) 我妻『債権各論中巻二』七九一頁。

(46) 中田『契約法』五六八〇五七二頁。

(47) 山本豊編『新注釈民法(14)債権(7)』〔有斐閣・110-1八〕五二二一頁〔西内康人〕。

(48) 昭和四一年改正前商法六八条は、合名会社の内部関係に組合に関する民法の規定を準用していた。

(49) 『新注釈民法(14)』五五九～五六〇頁〔西内〕は、組合員責任の発生根拠については、代理権に求めらる説と法人とのアナロジーに求める説とが対立しており、後説が有力化していると整理している。それに対し、本文の記述は、社員責任の根拠を代理権に求めており、両説が対立するとはみていない。

(50) *Botschaft zur Änderung des Obligationenrechts (Verjährungsrecht)* (<https://www.admin.ch/opc/de/federal-gazette/2014/235.pdf>, S. 261).

(51) 最判昭和三九・五・一一民集一八卷四号五八三頁。

(52) 最判平成元・四・一一民集四三卷四号二三四頁。

(53) 最判平成二一・三・九民集五四卷三号九六〇頁。

(54) 同旨の学説として、西島梅治「責任保険」竹内昭夫・龍田節編『現代企業法講座第四巻 企業取引』〔東京大学出版会・一九八五〕三二七頁（三三一頁注（41）でドイツ制定法を援用）などがある。孝橋宏「交通事故の被害者の保有者に対する損害賠償請求権が第三者に転付された場合と自動車損害賠償保障法一六条一項に基づく被害者の保険会社に対する損害賠償額支払請求権の帰すう」『最高裁判所判例解説民事篇平成十二年度』二三一八頁、二四四頁（注三四）も参照。また、一般自動車総合保険普通保険約款でも、左のように同旨が規定されている（仙台地判平成二五・一〇・一一判時二二七六号四七頁より引用）。

第五章（一般条項）

第二十五条（損害賠償請求権の行使期限）

賠償責任条項第六条（損害賠償請求権者の直接請求権—対人賠償）および同条項第八条（損害賠償請求権者の直接請求権—対物賠償）の規定による請求権は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行使する」とはできません。

（1）《略》

- (2) 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

最判昭和五六・三・二四民集三五卷二号二七一頁によると、「自賠責保険契約に基づく被保険者の保険金請求権は、

被保險者の被害者に対する賠償金の支払を停止条件とする債権である。かかる構成に対する批判として、西島・前掲注

(54) 三二二～三二三頁がある。

(56) 埼玉弁護士会編『民事時効の法律と実務』〔ぎょうせい・一九九六〕三六二頁、木宮高彦ほか『注釈自動車損害賠償保障法〔新版〕』〔有斐閣・二〇〇三〕一八九～一九〇頁、二三〇～二三一頁〔坂東司朗〕。

(57) 木宮ほか・前掲注(56)一八九頁、二二〇頁〔坂東〕。北河隆之ほか『逐条解説自動車損害賠償保障法〔第二版〕』〔弘文堂・二〇一七〕一六七～一六八頁〔八島宏平〕は、損害賠償請求権の時効中断は直接請求権に効力を及ぼさないことを前提にして、被害者が保険会社に訴訟告知した場合には「裁判上の催告」としての効力を認めるべきことを説く。

(58) 前掲・最判昭和五六・三・二四。

(59) 新山一範「混同による損害賠償債務の消滅と責任保険」（四・完）北海学園大学法学研究二三卷三号〔一九八八〕四三一頁、四三五頁注(15)。

(60) 大澤康孝「自賠法」六条の直接請求権が時効により消滅したとされた事例」ジユリ七九五号〔一九八三〕一〇九頁以下。北河ほか・前掲注(57)一六七頁〔八島〕は、被害者と加害者との間の賠償交渉が継続している間、直接請求権の時効が進行停止する解釈を提示する。

(61) 新山・前掲注(59)四三三頁、四三四頁（ただし、損害賠償請求権が時効消滅しても、被害者保護に必要な場合には、直接請求権は消滅しないとする）。任意保険につき、宮原守男「家庭用自動車保険普通保険約款（FAP約款）の問題点」〔交通事故と示談〕交通法研究二号〔有斐閣・一九七三〕六八頁。

(62) 北河ほか・前掲注(57)一〇六頁〔小賀野晶〕。

(63) 海野俊雄「被害者の直接請求権—その法的性質に関する一考察—」交通事故民事裁判例集創刊一〇周年記念論文集『交通事故賠償の現状と課題』〔ぎょうせい・一九七九〕三六一～三六五頁（ドイツ制定法も援用する）。もつとも、平成二九年民法改正により、請求の絶対効を認める規定（民旧四三四条）は削られた。

(64) 関連条項を左に掲げておく（前掲・仙台地判平成二五・一〇・一一より引用）。

第一章（賠償責任条項）

第五条（当会社による解決—対人賠償）

- (1) 被保険者が対人事故にかかる損害賠償の請求を受けた場合は、または当会社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続（弁護士の選任を含みます。）を行います。《以下略》

第六条（損害賠償請求権者の直接請求権—対人賠償）

(1) 対人事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して第三項に定める損害賠償額の支払を請求することができます。《以下略》

(65) 北河ほか・前掲注(57)一〇六頁「小賀野」、前掲・仙台地判平成二五・一〇・一一（ただし示談提示額を限度とする）。なお、仙台地判は、①被害者が自賠責保険会社に対して自賠法一六条の直接請求をし、自賠法の損害賠償額が支払われても、被害者の加害者に対する損害賠償請求権の時効中斷事由にならない、②被害者が直接請求権につき訴訟提起しても、被告保険会社は被保険者の代理人として訴訟進行しておらず、損害賠償請求権と直接請求権とは別個の独立した権利なので、損害賠償請求権の時効は中斷されない、とも述べる。

(66) 西島梅治『責任保険法の研究』（同文館出版・一九六八）一〇〇～一四七頁。

(67) 前掲・最判昭和三九・五・一一。

(68) 山下友信「被害者の直接請求権と損害賠償請求権の関係」不法行為法研究会編『交通事故損害賠償の軌跡と展開』〔新著・一〇一九〕五一一～五二二頁。

(69) BSK OR I-Robert K. Däppen/in Art. 136 N3; Botschaft zur Änderung des Obligationenrechts (Verjährungsrecht), S. 261.

(70) 淡路剛久『連帯債務の研究』（弘文堂・一九七五）一五～一七頁、「法制審議会民法（債権関係）部会資料8—2」(<http://www.moj.go.jp/content/000049086.pdf>) 九頁。

(71) 我妻栄『新訂債権総論』（岩波書店・一九六四）四〇一～四〇四頁、四一〇～四一一頁など通説。

(72) 山中康雄「連帯債務の本質」石田文次郎先生還暦記念『私法学の諸問題』〔民法〕〔有斐閣・一九五五〕三七一頁以下、

於保不二雄「債権総論〔新版〕」〔有斐閣・一九七二〕二二一四頁など。成田博「連帶債務論攷」〔日本評論社・一〇一五〕一〇三七頁は、中島玉吉がすでに相互保証説を唱えていたことを指摘する。

西村信雄編「注釈民法(1)債権(2)」〔有斐閣・一九六五〕八一頁〔椿寿夫〕。

(74) 最判昭和五七・三・四判時一〇四二号八七頁。

(75) 民法(債権法)改正検討委員会編「詳解債権法改正の基本方針III」〔商事法務・一〇〇九〕三九四～三九六頁。

(76) 民法(債権法)改正検討委員会編「詳解債権法改正の基本方針V」〔商事法務・一〇一〇〕一七二頁。

(77) 『詳解債権法改正の基本方針V』二九二頁。

(78) 「法制審議会民法(債権関係)部会資料8—2」一一〇～一三頁、「中間試案補足説明」一九〇～一九一頁。

(79) 「法制審議会民法(債権関係)部会第七七回会議議事録」二頁〔筆井関係官〕。

(80) 「法制審議会民法(債権関係)部会資料67A」(<http://www.moj.go.jp/content/000118482.pdf>) 一一〇～一二一頁。三一～四頁も参照。

(81) *Botschaft zur Änderung des Obligationenrechts (Verjährungsrecht)*, S. 261.

(82) 時効制度の目的に関するスピロの見解については、大久保邦彦「時効制度の存在理由について」阪大法学六九巻六号〔一〇一〇〕一一九一頁以下を参照。

(83) 大判昭和七・二・一六民集一一卷一二五頁。

(84) 東京地判平成一〇・一〇・二金法一五六一号七九頁。

(85) 最判昭和四三・一〇・一七判時五四〇号三四頁。

(86) 潮見「新債権総論II」六九一頁。

(87) 潮見「新債権総論II」六九六頁。民法一五三条の一般原則によることになる。

(88) 潮見「新債権総論II」七二八～七二九頁。

(89) 篠原勝美「手形金請求の訴えの提起と原因債権の消滅時効の中斷」〔最高裁判所判例解説民事篇昭和六十二年度〕六三八～六三九頁。

(90) 最判昭和六二・一〇・一六民集四一卷七号一四九七頁。手形債務の承認につき、スピロも同旨を述べる(斯 411-

412)。しかし、訴求については、スピロは、競合する一請求権の訴求による他の請求権の時効中断を一般的に認める

(SS. 403-404)。

(91) 最判昭和六一・一一・一〇民集四〇卷一号四三頁。

(92) 最判平成七・三・一三民集四九卷三号九八四頁。

(93) 於保『債権総論〔新版〕』一五四頁。

(94) 最判昭和四〇・九・二一民集一九卷六号一五四二頁。

(95) 潮見『新債権総論II』六七五頁。

(96) 山野目章夫「債務者の承認による時効中断と物上保証人が中断効を否定することとの許否」私法判例リマーカス一一号〔一九九六〕一一・一二頁。

(97) 松久『時効制度の構造と解釈』二八六頁注 (58)。

(98) 最判平成七・三・一〇判タ八七五号八八頁は、「他人の債務のために自己の所有物件につき根抵当権等を設定したいわゆる物上保証人が、債務者の承認により被担保債権について生じた消滅時効中断の効力を否定することは、担保権の付従性に抵触し、民法三九六条の趣旨にも反し、許されないと解するのが相当である」と述べる。

(99) 他方で、ボワソナードは、「右ノ抗弁ニ付キ債権者ト保証人トノ間ニ有リタル判決ハ債務者ヲ害スルコトヲ得ス然レトモ之ヲ利スルコトヲ得」という規定（旧民法債権担保編二六条本文）の後段を、保証人の事務管理によって正当化する。Boissonade, *Projet de code civil pour l'Empire du Japon* 2^ed., 1891 IV, n° 71. 松久『時効制度の構造と解釈』一一六・六頁も参考照。

(100) 淡路『連帶債務の研究』二三頁は、連帶債務者の一人について生じた事由が絶対効を持つかどうかの問題は、連帶債務者間の実体関係によって決定されなければならないと言ふ。組合については、五一六頁。